

調査・研修等計画届出書

令和 2年 1月 7日

瀬戸市議会議長 様

議員名 臼井 淳



政務活動 として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記

期 日	令和 2年 1月 17日から 1月 17日まで (泊1日)	
調査先・研修名	内閣府地方創生推進事務局	
会場名 (会場所在地)	東京都千代田区永田町1丁目11番地39号永田町合同庁舎	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	<p>昨年9月26日、本山中学校跡地活用に係る構造改革特別区域計画の認定申請を行い、12月6日には、認定見送りの連絡を受けているが、再度(第50回)特区申請を予定している。</p> <p>調査目的は、本山中学校跡地活用に係る構造改革特別区計画(第49回申請)について、さる12月10日付けで、内閣府地方創生推進事務局に情報公開請求を実施し、所管係から1月17日(金)に開示内容等の決定が行われる。また、当該事務局担当官に、今回の特区申請の内容等や他の自治体の当該特区の状況及びこれまでの実績、実態等がどのようなのか直接話を伺い調査を行う必要があるからです。</p>	
議長名の依頼	要・不要	依頼先(名称)
		なし
同行者名	なし	

※行程表を添付してください。

調査・研修等報告書

令和 2年 1月 21日

瀬戸市議会議長 様

議員名 臼井 淳



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期 日	令和 2年 1月 17日から1月 17日まで（泊1日）
調査先・研修名	内閣府地方創生推進事務局
会場名（会場所在地）	東京都千代田区永田町1丁目1番地39号永田町合同庁舎
調査・研修の目的 （今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて）	昨年9月26日、本山中学校跡地活用に係る構造改革特別区域計画の認定申請を行い、12月6日には、認定見送りの連絡を受けて、再度（第50回）特区申請を予定している。そのため、本山中学校跡地活用に係る構造改革特別区計画（第49回申請）について、さる12月10日付けで、内閣府地方創生事務局に情報公開請求を実施し、所管係りから1月17日（金）に開示内容等の決定が行われる。そして、当該事務局に対して、今回の特区申請の内容等について、これまでの他の特区計画の状況及び実績等がどのようなか直接話を伺い調査する必要があるためである。
調査先の事業の現状・課題 / 研修で学んだこと・キーワード等	
12月定例会「一般質問」で取り上げた「本山中学校跡地活用」の第49回構造改革特別区計画の認定について、さる12月10日、本市は、本山中学校跡地活用に係る特区申請を取り下げたことで、内閣府地方創生推進事務局に対して、瀬戸市国際未来教育特区申請と審査結果の経緯と中身について情報公開請求を行った。1月10日、情報開示決定の通知を受けて、担当者に、本市がなぜ特区申請を取り下げたのか、その内容や状況等の情報収集を行う目的で調査する。 ○特区申請の内容の確認 ○内閣府及び文部科学省の審査内容 ○不同意の内容の確認	

調査先（主な質疑・応答内容） / 研修（受講後の感想）

本山中学校跡地活用に係る特区申請で、情報開示決定された公文書の内、新たな資料は提示されていない。

○構造改革特別区域計画認定申請書

（株）教育システムの決算報告書の財務状況について、一部非開示決定がされておりわからない。

○文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室の審査結果

同意検討要請があった内容は、資産要件が満たされていないことが記載されているだけで、具体的な資料は提示されなかった。

○文部科学省の不同意

不同意の具体的な内容の資料については開示は行わない。（非公開処分）

調査・研修の成果・考察

（瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等）

今回の特区申請に係る情報公開と内閣府担当係りに直接伺ったが、特区申請の審査経過の分かる公文書の開示は無かった。また、文部科学省の当該特区申請において、どのように同意するのか、又どのように不同意したのか等、具体的な審査項目が分からないため不明としか言いようがない状況。文部科学省の不同意の結論のみのため、調査の目的であった情報を入手することは出来なかった。

本市は本年1月9日付けで、第50回構造改革特別区域計画の認定申請を行っているが、特区申請の結果が出る時期は、3月定例会中にあたる可能性がある。